

令和4年度

名古屋市各会計歳入歳出決算

及び基金運用状況審査意見書

5 監 事 第 16 号

令和 5年 9月11日

名古屋市長 河 村 たかし 様

名古屋市監査委員	小 出 昭 司
同	うえぞの 晋 介
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

令 和 4 年 度 各 会 計 歳 入 歳 出 決 算 及 び
基 金 運 用 状 況 の 審 査 意 見 の 提 出 に つ い て

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により、令和 4 年度名古屋市各会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに令和 4 年度における基金の運用状況について審査した結果、別紙のとおり、その意見を提出します。

令和 4 年 度

名古屋市各会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

名古屋市監査委員

目 次

令和4年度名古屋市各会計歳入歳出決算審査意見

第 1	審 査 の 対 象	1
第 2	審 査 の 方 法	1
第 3	審 査 の 結 果	1
1	総 括	
(1)	予 算 の 概 要	
ア	予 算 編 成 方 針	2
イ	歳 入 歳 出 予 算 額	2
(2)	決 算 の 概 要	
ア	一 般 会 計	4
イ	特 別 会 計	5
ウ	一 般 会 計 ・ 特 別 会 計 合 計 額	5
(3)	市 債 及 び 財 政 調 整 基 金 の 現 在 高 の 状 況	6
2	一 般 会 計	
(1)	歳 入	
ア	歳 入 の 概 要	
(ア)	執 行 状 況	8
(イ)	自 主 財 源 及 び 依 存 財 源	11
(ウ)	不 納 欠 損 額 及 び 収 入 未 済 額 の 状 況	13
イ	科 目 別 歳 入	
第 1 款	市 税	14
第 2 款	地 方 譲 与 税	17
第 3 款	県 税 交 付 金	18
第 4 款	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	19
第 5 款	地 方 特 例 交 付 金	20
第 6 款	地 方 交 付 税	21
第 7 款	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22
第 8 款	使 用 料 及 び 手 数 料	23

第9款 国庫支出金	-----	24
第10款 県支出金	-----	25
第11款 財産収入	-----	26
第12款 寄附金	-----	27
第13款 繰入金	-----	28
第14款 繰越金	-----	29
第15款 諸収入	-----	29
第16款 市債	-----	31

(2) 歳出

ア 歳出の概要

(ア) 執行状況	-----	34
(イ) 翌年度繰越額及び不用額の状況	-----	38
(ウ) 流用の状況	-----	40

イ 科目別歳出

第1款 議会費	-----	42
第2款 総務費	-----	43
第3款 健康福祉費	-----	47
第4款 子ども青少年費	-----	52
第5款 環境費	-----	56
第6款 スポーツ市民費	-----	58
第7款 経済費	-----	61
第8款 観光文化交流費	-----	63
第9款 緑政土木費	-----	66
第10款 住宅都市費	-----	69
第11款 消防費	-----	72
第12款 教育費	-----	75
第13款 職員費	-----	79
第14款 公債費	-----	81
第15款 諸支出金	-----	82
第16款 予備費	-----	83

3 特別会計

(1) 概要

ア 執行状況	84
イ 決算収支状況	86
ウ 不納欠損額及び収入未済額の状況	88
エ 翌年度繰越額及び不用額の状況	89
オ 一般会計からの繰入れ状況	90
カ 市債現在高の状況	90
キ 流用の状況	91

(2) 会計別決算状況

① 国民健康保険特別会計	92
② 後期高齢者医療特別会計	95
③ 介護保険特別会計	98
④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	101
⑤ 市場及びと畜場特別会計	104
⑥ 名古屋城天守閣特別会計	107
⑦ 市街地再開発事業特別会計	109
⑧ 墓地公園整備事業特別会計	111
⑨ 用地先行取得特別会計	114
⑩ 公債特別会計	118

4 財産に関する調書	122
------------	-----

5 総括意見	126
--------	-----

令和4年度基金運用状況審査意見

第1 審査の対象	134
第2 審査の方法	134
第3 審査の結果	134
1 土地基金	135
2 美術品等取得基金	135

凡 例

- 1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。したがって、内訳額の計と合計額が一致しない場合がある。
- 2 本文各表中の金額は原則として千円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。したがって、内訳額の計と合計額が一致しない場合がある。
- 3 比率(%)は原則として各計数ごとに小数第 2位を四捨五入し、小数第 1位で表示した。したがって、構成比において内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- 4 比率(%)は原則として小数第 1位で表示したが、比較する数値が等しい場合は、比率を 100(%)と表示した。
- 5 各表中の符号等の用法は次のとおりである。
 - 「△」……負数
 - 「0.0」……該当数値はあるが、単位未満のもの
 - 「—」……該当数値のないもの及び算出不能なものなど
- 6 一般会計の歳入及び歳出各款並びに各特別会計において、歳入の予算現額に対する増減額又は歳出の不用額が多額のもの、前年度に比し決算額の増減の著しいものについて、その理由を記載した。
- 7 「2 一般会計(2)歳出 イ科目別歳出」及び「3 特別会計(2)会計別決算状況」における「主な新規・拡充施策等の決算状況」については、令和 4年度当初予算及び補正予算の内容などから以下に基づき記載した。
 - ・ 予算現額が 1,000万円以上の新規事業及び予算現額が 1億円以上の拡充事業等のうち主なものを記載した。
 - ・ 一般会計の各款に記載する一部の事項については、「第13款職員費」を含む。
 - ・ 各事業の執行率が70%未満のもの又は不用額が 1億円を超える事業については、脚注にそれぞれ理由を記載した。
 - ・ 表中の執行率にかっこ書きがある事項は、翌年度繰越額があるものである。